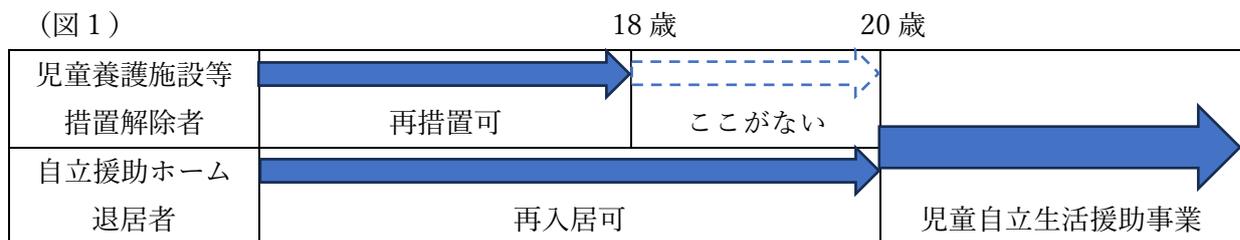


<児童自立生活援助事業について>

● 対象者の範囲について

I. 「20歳未満での措置施設の解除だけでなく、母子生活支援施設で保護を実施された者、児童相談所による一時保護又は一時保護委託を実施された者を含む」となっており、**出戻り支援（再出発支援）についても保証されることになるのは評価できる**。しかし、18歳未満での措置解除者が18歳19歳で支援が必要となったときに、せつかく事業の実施場所を広げても、自立援助ホーム以外の選択肢がない（図1）。



II. 一時保護や一時保護委託を経験した方も対象となると、出戻り支援だけでなく、実質20歳を超えた人の新規入居も可能になるということ

III. 今後詳細を決めるにあたって、①この事業の利用決定などはどこが行なうのかをはっきりさせる必要があること、②利用決定やアセスメントを適切に行うために、児童相談所にある児童の記録の保管年限をできるだけ長くするなどの対応が必要になるだろう

● 対象理由について

概ね①～⑤で学生、就労者、障害等で働く事が困難な方と対象が網羅していると考えられるが、虐待等の生育上の課題等により求職活動に困難を抱えている者もいる。

そこで④を「不安定な雇用状態にある者又は求職活動に困難を抱えている者であること」とできないだろうか

(参考資料)

児童養護施設等の措置解除者等に対する自立支援に関する調査研究報告書

P19 基準（案）ガイドライン（案）に盛り込むべき内容

「やむを得ない事情」として、例えば、

- ・(略) 求職活動中である者や虐待等による成育上の課題や発達障害などにより、求職活動に困難を抱えている者などであって、親族等からの経済的支援が受けられない者が考えられる。
- ・このほか、就学後・就職後、定着までの間、精神的な不調や疾病等により自活が困難となる場合も考えられることから、就学・就職後、一定期間が経過するまでの者などについて、本人のニーズや支援の必要性、経済的状況や社会的状況、健康状態のほか、代替する他の制度、支援やサービスがないかなどを総合的に勘案し、さらに本人から意見聴取も行った上で総合的に判断することが考えられる。

P20 (検討事項 1: 状態像)

・虐待等の生育上の課題や発達障害等により、児童自立生活援助事業を受けてはいるが安定した就労に至っておらず、20歳を迎えても引きこもり状態である場合もある。「求職活動に困難を抱えている者」も含めていただきたい。

● 事業の実施場所について

①「II型については、I型の基準を踏まえた職員配置、設備基準を求める」という事について例えば児童養護の1ユニットにこれを当てはめると、対象者が6名以下であれば、現員1名でも2.5人を付ける事になるのか。現実的に6名も入らないと予測する事と、社会的養育ビジョンでも1ユニット4名の提案もあった事から、I型・II型ともに4名以下に位置付ける必要がある。

②すべての事業所はその施設出身者以外も受け入れることが可能とするのか。

<社会的養護自立支援拠点事業>

● 一時避難的かつ短期間の居場所の提供を伴う支援について

昨年度調査研究における事業内容の検討結果においても一時避難的かつ短期間の居場所の提供を伴う支援については必要という意見が多かった一方で、必置にすると事業実施のハードルが上がってしまう懸念が出ていた。しかし、検討結果では「設備を整える」としている以上、「必要な場合は、一時避難的かつ短期間の居場所の提供を伴う支援を行う」としたらどうか